

住宅改修補助金のご案内

対象工事費の **10% 最大20万円** を補助します！！

申請受付期間：令和4年4月11日(月) ~ 令和5年1月31日(火)

完了実績報告書提出期限：令和5年2月28日(火)

～対象となる工事～

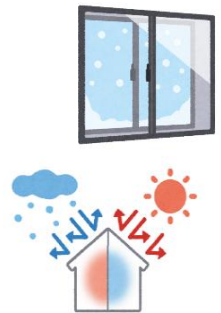
雪対策のための改修工事

- ・玄関前や屋根の消・融雪設備の設置・取替
- ・屋根の勾配変更(4寸勾配以上、1寸勾配以下、雪割りの設置や軒先の勾配変更を含む)
- ・屋根からの落雪・落下を防止する装置の設置・取替
- ・風除室の新設(床面積10m²以下)
- ・軒先が折れないよう補強する工事 などなど・・・



省エネルギー・断熱化改修工事

- ・単板サッシへの内窓の追加や二重サッシへの交換
- ・断熱材の充填
- ・節水型トイレへの交換
- ・高断熱浴槽への交換
- ・LED照明への交換 などなど・・・



バリアフリー化改修工事

- ・玄関前や住宅内(浴室、脱衣室等)の段差の解消
- ・浴室、便所等を車いす対応とする工事
- ・開き戸を引き戸や折れ戸に交換
- ・ホームエレベーターや階段昇降機の設置
- ・浴室、便所等のヒートショック対策
- ・玄関前や住宅内の手すりの取り付け
- ・開き戸や水栓器具を容易に開閉できるレバーハンドル等に交換する工事 などなど・・・



防災・減災対策のための改修工事

- ・耐震シェルターの設置
- ・住宅敷地内のブロック塀等の撤去
- ・在宅リモートワークができる環境を整備する改修工事



- ※ これらの工事に要する費用の合計(消費税込)が10万円以上の工事が対象となります。
- ※ 新築後1年を経過している住宅が対象となります。
- ※ 令和3年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請できません。

～申請の進め方～



※ **工事を始める前**に申請し、交付決定通知を受ける必要があります。

気軽に
ご相談ください！！

雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

横手市 建設部 建築住宅課

【問合せ先】

☎ 0182-35-2224

〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)



裏面あります。

○ 補助の対象となるのは下記の補助対象者、補助対象住宅、工事業者を満たす場合です。

補助対象者

次のいずれかを満たす方

- ① 横手市民で本人・配偶者・親・子のいずれかの方が市内に住宅を所有し居住している方、もしくは市内に住宅を所有し、改修後に当該住宅へ転居される方で、本人及び同一世帯員に市税の滞納が無いこと
- ② 横手市外に居住しており、横手市内に住宅を所有し、改修後に転入される方

補助対象住宅

横手市内にある、次のいずれかを満たす住宅(ただし、空き家・賃貸住宅・別荘等を除く)

- ① 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む)
- ② 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の1/2以上あること)
- ③ マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ)

工事業者

次のいずれかの者と工事請負契約を締結したもの

- ① 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない法人等の事業者
- ② 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない個人の事業者

○ 補助金の額や事業期間については下記のとおりです。

補助金の額

補助対象工事費合計の **10%** (千円未満切捨て)
(諸経費を除く)

上 限 **20万円**

※資料作成を市内の工事業者へ委託した場合は、
対象工事費に応じて上限額を別途定めております。

対象工事費	資料作成費の補助上限額
10万円以上100万円未満	5,000円
100万円以上150万円未満	10,000円
150万円以上200万円未満	15,000円
200万円以上	20,000円

補助事業の期間

補助金交付申請は、令和4年4月11日(月) から 令和5年1月31日(火) まで

完了実績報告は、令和5年2月28日(火) まで (提出厳守)

※ 予算状況により、期間内でも申請受付を終了することがあります。

○ 住宅の改修をお考えの方は、対象になる工事について事前に建築住宅課へご相談いただき、下記書類をご準備の上、申請を行ってください。

補助金申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】(施工業者が3社を超える場合は、施工業者一覧【様式第1号別紙】)
 - (2) 交付申請額 及び 工事費内訳書【様式第1号添付 指定様式】
 - (3) 工事概要書【様式第2号】
 - (4) 申請者 及び 請負者の同意書【指定様式】又は、納税証明書 及び 固定資産税明細書兼名寄帳
 - (5) 工事 及び 資料作成の工事請負契約書又は、請書の写し(令和4年4月1日以降の契約であること)
 - (6) 補助金交付申請に係る見積書(工事 及び 資料作成費の内訳明細書の写し)
 - (7) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した改修前後の各階平面図等 及び 製品のカタログの写し等
 - (8) 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所着手前写真
 - (9) 補助金振込先口座(申請者と同一名義のもの) 及び 申請者の印鑑(インク浸透印(シャチハタ等)不可)
- ※ 申請用紙などは建築住宅課窓口にて配布しており、横手市ホームページからもダウンロードできます。

○ ご不明な点についてはホームページ内の Q&A をご覧になるか、表面に記載している問合せ先へご連絡ください。以下は Q&A の抜粋です。

Q & A

Q1 : この事業(H21~R3)の補助金交付を受けたことがあります。再度申請できますか?

A1 : 令和3年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請できません。

それ以前に補助金交付を受けた場合は、再度申請できます。

Q2 : 横手市の介護保険制度や三世代同居リフォーム補助事業を利用して改修を行う場合は、併用できますか?

A2 : 併用できません。ただし、対象工事の内容が重複しない場合は対象になる場合があります。

Q3 : 工事途中で工事内容に変更・追加が生じた場合、どのような手続きが必要ですか?

A3 : 施工途中で工事内容の変更が見込まれ、補助金交付決定通知書に記載の補助対象工事費に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。変更・追加工事の着手前にご相談ください。

Q4 : 交付決定前に工事着手をしたいのですが?

A4 : 交付決定前の工事着手は認められません。交付決定日以降に着手してください。

Q5 : 新築してすぐの住宅は対象になりますか?

A5 : 新築住宅が建った日(検査済証の交付日)から1年を経過している住宅の改修工事を対象としております。
なお、検査済証の写しが必要になる場合があります。